

九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会ウェブサイト改修事業に係る業務委託に係る募集要項

本業務における募集要項は、次のとおりです。

1 件名

九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会ウェブサイト改修事業に係る業務委託

2 業務の内容

「業務説明資料（仕様書）」【資料１】のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和８年３月３１日（火）まで

4 委託料上限額

7,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 参加資格

次の項目の全てに該当する者としてします。

- (1) 九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市をいう。）のいずれかにおいて、入札参加資格者名簿に登録している者であること。
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日まで、九都県市における入札指名停止を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

6 スケジュール

参加意思表明書等の受付	令和 7 年 5 月 26 日（月）午後 5 時まで
質問書の受付	令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時まで
質問に対する回答	令和 7 年 6 月 13 日（金）
企画提案書の提出締切	令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時まで
審査期間	令和 7 年 7 月 25 日（金）まで
審査結果の通知	令和 7 年 7 月 31 日（木）まで

7 参加に係る手続き

(1) 参加意向申出書の提出期限

参加を希望する事業者等は、参加意向申出書【様式 1】を提出してください。

ア 提出期限 令和 7 年 5 月 26 日（月）17 時 00 分まで（必着）

イ 提出方法 持参、郵送または電子メール（郵送の場合は書留郵便、電子メールの場合は提出書類にパスワードをつけることとし、期限までに到達するように発送してください。）

ウ 提出先 横浜市みどり環境局環境管理課

「令和 7 年度九都県市大気保全専門部会ウェブサイト改修事業業務委託」
担当宛て

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

mk-9taiki@city.yokohama.lg.jp

(2) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を通知します。

通知日 令和 7 年 5 月 30 日（金）17 時までに行います。

8 質問の受付

募集要項及び仕様書等の内容について質問がある場合には、質問書【様式 2】の提出をお願いします。質問内容及び回答については、全ての参加者に対して、参加意向申出書に記載のあるメールアドレスへ送付します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 令和 7 年 6 月 6 日（金）17 時 00 分まで（必着）

(2) 提出先 みどり環境局環境保全部環境管理課

「令和 7 年度九都県市大気保全専門部会ウェブサイト改修事業業務委託」
担当宛て

mk-9taiki@city.yokohama.lg.jp

(3) 提出方法 電子メール

様式は自由です。提出の際は、件名を

「【質問書】九都県市大気保全専門部会大気保全専門部会ウェブサイト改修事業業務委託」としてください。

(4) 回答方法 電子メール

(4) 回答日 令和 7 年 6 月 13 日（金）までに行います。

9 提案書

(1) 提出書類

ア 提案書一式【様式 3】

イ 参考見積書【様式なし】

(2) 提出部数・期限など

ア 提出方法 持参、郵送または電子メール（郵送の場合は書留郵便、電子メールの場合は提出書類にパスワードをつけることとし、期限までに到達するように発送してください。）

イ 提出先 みどり環境局環境保全部環境管理課

「令和 7 年度九都県市大気保全専門部会ウェブサイト改修事業業務委託」
担当宛て

mk-9taiki@city.yokohama.lg.jp

ウ 提出部数等

(ア) 電子メール提出の場合

提出データは pdf 形式とし、2 部とします。（正 1 部、副 1 部）

※副 1 部については、商号、名称等が分かる箇所を業務実績資料も含む該当箇所全てを黒塗り又は削除してください。（黒塗り該当箇所例：商号、名称、代表者、電話番号、住所、ロゴ、メールアドレス、URL、同一グループ・傘下・

子会社等の商号又は名称、商号又は名称が容易に推測される箇所等)

(イ) 持参または郵送提出の場合

提出部数 11 部 (正 1 部、副 10 部)

※副 10 部について商号、名称等が分かる箇所を業務実績資料も含む該当箇所全てを黒塗り又は削除してください。(黒塗り該当箇所例: 商号、名称、代表者、電話番号、住所、ロゴ、メールアドレス、URL、同一グループ・傘下・子会社等の商号又は名称、商号又は名称が容易に推測される箇所等)

エ 提出期限 令和 7 年 6 月 20 日 (金) 17 時 00 分まで

(3) 提案書の内容

ア 提案書一式【様式 3】

- ・業務実施体制
- ・業務実績
- ・業務の計画
- ・提案書の開示に係る意向申出書

イ 用紙の大きさは原則 A 4 版縦とします。

ウ 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

(ア) 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

(イ) 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能ですが、設計(調査・検討)の内容が具体的に表現されたものは認めません。

(ウ) 文字は注記等を除き原則として 10 ポイント程度以上の大きさとしてください。

(エ) 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

(オ) 所定の書式以外に補足資料を添付する場合は、その旨を所定の書式上に明記してください。

エ その他

(ア) 所定の様式以外の書類については受理しません。

(イ) プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

(ウ) 提出された書類は、返却しません。

(エ) プロポーザルに記載した配置予定の技術者(資格者等)は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

(オ) プロポーザルの提出は、1 者につき 1 案のみとします。

(カ) 提案内容の変更は認められません。

10 評価基準

提案書評価基準【資料 2】のとおり

11 プロポーザルに係る評価

本プロポーザル評価は、次に示す委員会で行います。

名 称	九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会ウェブサイト改修事業に係る業務委託に係るプロポーザル評価委員会
委 員	横浜市みどり環境局環境保全部環境管理課長 埼玉県環境部大気環境課長 東京都環境局環境改善部計画課環境改善技術専門課長 神奈川県環境農政局環境部環境課 千葉県環境生活部大気保全課長 川崎市環境局環境対策部地域環境共創課長 千葉市環境局環境保全部環境規制課長 さいたま市環境局環境共生部環境対策課長 相模原市環境経済局環境部環境保全課長

12 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を通知します。

通知日 令和7年7月31日（木）までに行います。

13 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために専門部会において作成された資料は、専門部会の了解なく公表、使用することはできません。

14 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとします。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要項及び特定されたプロポーザル等に基づき、専門部会の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

15 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 募集要項に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者

16 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。

17 問合せ先

郵便番号 231-0005

所在地 神奈川県横浜市中区本町 6-50-10 横浜市庁舎 27 階

機関名 九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会事務局
(横浜市みどり環境局環境管理課) 担当：福田

電話番号 045(671)2487

電子メール mk-9taiki@city.yokohama.lg.jp

18 添付資料

- (1) 参加意向申出書【様式 1】
- (2) 質問書【様式 2】
- (3) 提案書一式【様式 3】
- (4) 業務説明資料（仕様書）【資料 1】
- (5) 提案書評価基準【資料 2】

プロポーザルの実施スケジュール

5月14日（水）	プロポーザル実施告知
5月26日（月）	参加意向申出締切
5月30日（金）	参加資格結果通知
5月30日（金）～6月6日（金）	質問受付
6月13日（金）	質問回答
6月20日（金）	提案書の提出締切
7月31日（木）	結果の通知